

第2回道路占用の対価の在り方に係る専門部会 議事概要

日時：平成23年12月26日(月) 15:00～16:45

場所：経済産業省 別館10階 1038号室

1. 議事概要

事務局より、資料1～3について説明を行い、事業者からのヒアリングを行った(資料4～6)。

2. 審議内容

審議における主な意見については以下のとおり。

(1) ヒアリングにおける事業者からの主な意見

① 道路占用户中央会議

<全体について>

- ・ 公益事業者は、営業区域内に一律のサービスを提供する義務を負い、お客様から申し込みがあれば必ずサービスを提供しなければならない義務を負っている。このような特殊な事業形態であることを考慮してもらいたい。
- ・ 今回の見直しに伴って、占用料の負担が大きく増加する事態となれば、お客様の料金に反映せざるを得ない。これを避けるため、全体として値上げになることは避けてもらいたい。また、東京を中心として事業をしている公益事業者もあるので、大都市エリアも値上げとならないようにしてもらいたい。
- ・ 国が占用料を見直せば、地方公共団体に与える影響は非常に大きい。大きな自治体以外は国道の占用料に準じて地方道の占用料額を定めているのが現状であり、事業者としては地方道の占用料への影響を懸念せざるを得ない。
- ・ 占用物件を管理しているシステムの更改、データの更新に多額の金額を要するという問題が発生することを理解してもらいたい。

<所在地区分の見直しについて>

- ・ 現行の3区分は、過去の検討経緯の結果として得られており、非常に明確で説明がしやすい。現行の区分のままで良いのではないか。
- ・ 所在地区分を見直すのであれば、土地の評価額のみではなく、人口等の指標を総合的に勘案して決定すべき。例えば、道路の交通量も考慮すべき大きな要素ではないか。
- ・ 占用数量が膨大となる公益事業者の電線やガス管等については、引き続き定額物件として取り扱う必要がある。この際、事務の簡素化のための大量一括処理という本来目的が希薄化しないよう、所在地区分も簡素で安定感のあるものとするべきである。
- ・ 土地の評価額で所在地区分を設定し、その見直しを3年ごとに行うとすると、事業者側でもシステム改修を始めとした大量の事務処理が発生することとなり、対応に苦慮する。

<政策減免の整理合理化について>

- ・ 政策減免のうち、役割を終えたものの廃止、社会の情勢に対して矛盾が

生じているものを整理するのはそのとおりだと思うが、当該政策減免が導入された背景、理由を検討し、本当に役割を終えたのかどうかを精査していただきたい。

- ・ 現在、公益事業者が減免対象として整理されているものについては、引き続き減免を願いたい。
- ・ 今回の大震災等で、甚大な被害をこれから復興していくことになる。そういうケースにおいて新たに設置しなければいけない公益事業者の物件については、減免措置を講じてもらいたい。また、防犯カメラを添加している電柱等、地域の防災、安全確保に寄与するものについては減免を検討願いたい。

<激変緩和措置の見直しについて>

- ・ 激変緩和措置は引き続き必要である。特に、所在地区分の変更により大幅な負担増となるのであれば、現行の激変緩和措置がどうしても必要。

② 東電広告株式会社

<所在地区分の見直しについて>

- ・ 地価水準により所在地区分の見直しがされた場合、地価の高いところの占用料が大幅に増額するのではないかと憂慮されるので、占用者の経済的な負担増にならない仕組みづくりを検討してもらいたい。
- ・ 電柱広告は商業地以外にも掲出しているので、占用料の算出にあたっては掲出状況を踏まえ、商業地から平均地への適用変更を検討願いたい。

<政策減免の整理合理化について>

- ・ 電柱広告は添架広告、巻付広告とも道路交通又は道路構造への影響が極めて小さいと考えるので、政策減免適用の継続を願いたい。

<激変緩和措置の見直しについて>

- ・ 電柱広告の料金は占用料と連動していないので、占用料が大幅に増額した場合にお客様に負担していただくことは難しく、占用料増額による経営への影響が大きいので、現行の変動率を維持してもらいたい。

③ エムシードウコー株式会社

<所在地区分の見直しについて>

- ・ 一般的に広告価値は地価に基づいて定められるため、基本的に地価を基準とすることに賛成。

<政策減免の整理合理化について>

- ・ 現在、バス停上屋の広告パネルは、行政が定める広告塔の料率が適用されているが、我が社の事業は社会資本整備に貢献する公益性の高い事業であることから、複数の都市において75%の減免率が適用されている。広告塔には、このような公益広告塔と、その他の商業広告等があるが、公益広告塔と商業広告塔とのカテゴリーを分離して、公益広告塔はある程度低い占用料額となるようにしてもらいたい。

<激変緩和措置の見直しについて>

- ・ 広告業界は、景気に敏感に影響を受けるため、この事業の健全性を保ち、事業を安定的に継続していくためには、事業計画の前提となった当初の占用料額で長期間固定化されることが必要。公益広告塔に対しては、初年度に適用された占用料の金額が、最低20年間変動しないという措置を講じてもらいたい。
- ・ 占用料の長期固定化が無理であるとすれば、著しい地価の高騰が見られた場合には、何らかの緩和策を講じてもらいたい。

＜その他＞

- ・ 占用希望者が競合した場合の選定方法について、公益広告塔の場合、広範な地域での住民に対する公共サービスを提供するため、占用料の多寡だけに準ずる方法は適切でない。むしろ提供されるサービスの総合的な質を基準にして選定するほうがよいのではないか。
- ・ 収益比例占用料の導入について、収益の実現は事業者の努力の賜物であるので、儲けたら余計に払えという仕組みは、事業者の意欲を削ぐことになるので賛成できない。
- ・ 民間の土地における屋根上、ビル壁面への商業広告看板には、日本では占用料は徴収されていない。欧米では町の景観の一部として把握され、一定の占用料が課税されている。日本でも、都市によっては導入して、町の全体を幾つかの区画に分け、区画にあるすべての看板を対象に、入札で設置・運用する広告事業者を選定し、所定の税を徴収することが可能ではないか。

(2) 各委員からの主な意見

① 全体について

- ・ 多くの自治体が地方道の占用料額を国との横並びで決めていると聞いている。東京都の場合は、国が実際に徴収している額との均衡を考慮して都道の占用料の額の設定を行っている。
- ・ 今回の専門部会の委員のうち、地方自治体の代表は東京都だけなので、地方のほかのところの意見も聴取する必要がある。
- ・ 占用料が大幅に値上がりすると、個人や零細事業者が掲出している看板に大きな影響がある。具体的には、適正に占用許可手続をとることが阻害されることが懸念される。不法占用の問題は、景観の問題があるのはもちろんのこと、道路管理者の目の届かないところで行われるものであるため、地震があっても落下しない構造になっているのかという安全性の問題が大きい。このため、大幅に値上げをするときには、値上げした結果生ずる不法占用に対処するためのコストも考慮する必要がある。
東京都の場合、表示面積が2平米以下の看板の占用料は免除している。これは、占用主体の負担軽減もあるが、一番の目的は適正に届け出ただき、安全なものを設置する、さらには小規模化の誘導ともなり景観面でも一定の効果が期待できる。表示面積3平米から5平米以下のものについても、時限的な措置として2平米相当分を減額し、適正に届出をしてもらうことを重視している。

② 所在地区分の見直しについて

- ・ 現行の所在地区分は市町村単位で定められているところ、路線価を基準として、例えば、1万円以下については道路価格は5,000円、1万円から10万円であれば5万円などと、区分の最小単位をより細かくすることはできないか。
- ・ 細かくやったほうが、より理想的で公平になるというのは理屈としては非常によくわかるが、事務量とのバランスを考慮すべき。
- ・ 電柱一本一本の単価を決める際の在り方として、路線価を用いて一本ごとに精緻に算定するのは現実的ではない。
- ・ 固定資産税評価額により所在地区分を行った場合の試算として、直轄国道の占用料の総収入がどうなるのかを示すことはできないか。